

第38回・第3期第19回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	令和元年5月20日（月）18：30～21：05
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第37回・第3期第18回）議事録 3 議 事 (1) 新たに制定する条例素案について (2) 説明用資料について (3) 想定問答一覧について 4 その他 5 閉 会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、成瀬委員、加藤委員、平石委員、石谷委員、田中委員、中山委員、野田委員、檜垣委員、牟田委員、喜多委員、光村委員、藤本委員、立花委員
開催形態	公開（傍聴人1名）

1 開会

事務局から、本日の出席者は16名、欠席者は3名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は1名であることを報告した。

2 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第37回・第3期第18回）議事録」の内容が確認され、議事録とすることが承認された。

3 議事

(1) 新たに制定する条例素案について

事務局より、（仮称）宝塚市協働のまちづくり推進条例素案における「地域ごとのまちづくり計画」の総合計画への位置付けに関する記載について、実態と整合性が取れるよう修正する旨説明した。

また、同素案について庁内で情報・意見交換会が行われる予定であるため、同意見交換会を経て修正の必要が生じた場合は、作業班で修正する旨、委員の方々より了承を得た。

(2) 説明用資料について

【作業班実施報告】

条例素案の説明用パワーポイントを用いて模擬説明を実施した後、同パワーポイン

トについて意見交換を行った。

【説明用パワーポイントの内容等】

議論の内容については以下のとおり。

ア 資料P19の第6次宝塚市総合計画の図に、「市民と行政」とある。「市」と「行政」の文言はどのように使い分けているのか。

イ (事務局) 議会を含めるという意味では「市」という表現が正しいと考える。政策推進課に確認し、調整する。

ウ 資料P2の表紙は「条文の説明」という表記は適さないのではないかと。また、条例素案に目を通す時間があるのであれば必要ないかもしれないが、条文の概要説明が初めに必要ではないかと。

エ (会長) 「条文の解説」という表記の方が誤解がないかもしれない。

オ 現時点での説明内容ということが分かるように、日付を入れておく必要がある。

カ まちづくり協議会代表者交流会当日の説明の際は、パワーポイントの映像だけを見てもらうのではなく、手元に印刷されたパワーポイントが見られる状態で説明を受ける方がよい。暗くて手元のパワーポイントが見られないということが懸念される。

キ まちづくり協議会代表者交流会当日は、説明時間をどれくらい取ることができるのか。少ない時間で説明する必要がある場合は、省略と丁寧さの兼ね合いが必要である。

ク (会長) 説明なのか、意見交換をうながすためのきっかけづくりなのか、どちらの観点かによって、その兼ね合いは変わってくる。

ケ 我々は促進委員会で議論を重ねることで慣れているため今回のパワーポイントで理解できる。しかし、代表者交流会で説明を受けた代表者が地域に持ち帰って説明するのは難しいかもしれない。パワーポイントの各ページの説明となる資料が必要ではないかと。

コ 資料P7のまちづくり協議会の構成の部分に協働のテーブルの図を書いてもらえないか。横につながっていることがすぐ分かる。その方が説明しやすいのではないかと。

サ 協働のテーブルは協働の担い手は誰かという話であり、まちづくり協議会の構成の話と趣旨が違うのではないかと。

シ 協働のテーブルはまちづくり協議会の説明ではない。誤解を招く。

ス そのまま載せると誤解を招くと考える。第4条(まちづくり協議会)のスライドのところに協働のテーブルからまちづくり協議会を外したような図を載せるなど工夫してはどうか。

セ (会長) 協働のテーブルをここに入れると議論がそれてしまうため、今回は現状のままにしておいた方がよいのではないかと。

ソ (会長) 先ほどのパワーポイントの各ページの説明資料が必要ではないかという意見についてはどうするか。P14以降のもので何か重要なものだけをピック

アップして参考資料として乗っけておくというのも一つの手だと思う。「今日は説明しないが何かのときに参考にしてください」というような形。また工夫していただけたらと思う。

- タ 説明の対象によって資料のバージョンを変えてもよいのではないか。また、6月の代表者交流会で論議が終わらなければ、その後の代表者交流会で時間を取ってもらって改めて説明してはどうか。
- チ 各まちづくり協議会の代表者が理解して地域に説明してもらえるように、パワーポイント資料と各スライドの説明資料は渡す必要がある。
- ツ パワーポイントの説明文については、説明者用の文書である。公開するためには時間をかけて整理しなければ文言が独り歩きしてしまう。次回の代表者交流会ではポイントをつかんでくれたらいいのではと思う。
- テ まちづくり協議会の代表者にとっては今回の条例の話は自分たちのこと。よって、代表者交流会で1時間くらい時間を取って説明や議論をしてもらう必要がある。
- ト (会長) 持って帰るようなつもりで聞いていただいているのであれば丁寧に説明する必要があり、それだと自分事と感ずることになるので25分の説明でも長くは感じない。説明者がどう臨むのか、また、説明を聞く側もどういう姿勢で臨むのかにもよる。
- ナ 代表者交流会では突然説明されるわけで、丁寧に説明する必要がある。
- ニ 新代表も来るため、丁寧に説明する必要がある。代表者交流会は行政からの報告事項がたくさんある。削れる部分は削ってもら必要がある。
- ヌ (事務局) 1時間ぐらい取るように進めていく。
- ネ (会長) まちづくり協議会代表者交流会ではロングバージョンで説明し、しっかりとお伝えするということがよいか。今後、臨機応変に変わっていくということではいかざるをえないと思う。
- ノ なぜ条例が必要なのかについては押さえておく必要があると思う。また、個人的には、どういう経緯で素案が作成されたのかについても加えて説明できたらと思う。
- ハ 作業班で行った模擬説明のようにすべて説明してはどうか。
- ヒ あんまり長く聞いていると内容がぼやけてしまう。今日のバージョンでいって、聞いた側が分からない部分に質問をし、それに答えていけばよいのではないか。一番知ってほしいのは条例についてと条例ができるとどうなるのかという部分。
- フ 前回の作業班の中での説明よりも今回の説明の方が個人的には分かりにくかった。先に条文の説明があったため、なぜ今この条文なのかというところが頭に入ってこなかった。
- ヘ 簡潔な説明が一番だと思う。質疑応答の際、聞けなかった部分などを意見として出してもらう方がよい。また、「なぜ今、条例が必要なのか」という話から

入って行って、このような形で条例が必要ですよという説明を行う方が皆がとらえやすいのではないかと。

ホ (会長) P18・19 (なぜ条例が必要なのか)・P21 (どういう経緯で素案が作られたのか)を追加していただいて、構成してもらえたらと思う。特に誰が作ったのかという部分はかなり重要。市民がみんなで作ったとなればやわらかい形で質疑応答できるのではないかと。

マ 「なぜ条例が必要なのか」が問題提起となっている。本日の説明は条例ありきの説明になっている。問題提起が初めにあれば、うまく流れていくのではないかと。

ミ (事務局) パワーポイントの構成として条文の説明は後の方にするのがよいか。最初に「条例ってなんだろう」、次に「なぜいま条例が必要なのか」、「どういう経緯で素案が作られたのか」、「条例化されるとどうなるのか」、「条文の説明」、「今後のスケジュール」という構成に戻す形でどうか。

ム (会長) 概ね皆さんそういうことだと思う。まちづくり協議会の代表者にとってはまち協が位置付けられること、まちづくり計画が条例に位置付けられた計画になっていくことなどが重要。代表者交流会での説明では、この辺りを強調した方がよいと思う。また、他の対象の方に説明するときには強調すべきところを変えていただく必要がある。

メ (会長) それではパワーポイントについては、前のバージョンに戻すということと整理していただく。

(3) 想定問答一覧について

議論の内容については以下のとおり。

ア (会長) 根底の問題点は、自治会、まちづくり協議会、自治会の連合体へどう説明していけるのかということだと思う。

イ 条例素案の「自治会」には自治会の連合体は含まないのではないかと。含まないのであるから、自治会の連合体への人件費支援は可能にならないという形になるのではないかと。

ウ (会長) 今まで市が連合体とパートナーシップを結んでいたが、これを機にまちづくり協議会に窓口を一本化させてくださいという宣言になるのではないかと。例えば、単位自治会はまちづくり協議会の非常に重要な構成員と位置付けているので、まずはまちづくり協議会に情報を流したり、協働の窓口になっていただいてそこから自治会なり他の団体と手を結ばせていただくということで関係性を整理していくことかと思っている。それぞれの連合体については、それぞれが自主的に結んでいる形のため、そこに対して市は支援をいたしませんというのが本来の言い方ではないかと。

エ 専門委員の会議の考え方が出た中で、自治会の連合組織の運営等については自分たちが考えることだということと、自治会連合会の事務支援もやめるべきだと言っている。この結論は、連合体も含めてヒアリングをした結果である。市

はそれを受け取った後、市としての方針を示し、その方針の中では専門委員の考え方を実行していくということと、当面は連合会の事務は続けるとしていたが、ずっと続けるとは言っていない。市はそういう方針を決めて公表して説明して回ったのだから、その流れになっているのではないかと思う。

オ 私もそういう結論がいいのではないかと思ってこの想定質問を出した。この流れをはっきりさせるのがよいかと思う。

カ (会長)「条例の中にすべての主体を規定することは難しい」という回答では本当は自治会の連合組織を入れたかったと思えてしまう。そういう玉虫色な判断がまちづくり協議会や自治会はどうなっているんだという話につながる。

キ (会長) 他市でまちづくり協議会を立ち上げる議論をした際、PTA等いろんな形の連合体があるが、まちづくり協議会に一つになってほしいとなった際に、それぞれの連合体の人が、じゃあ私たちは何をしたらいいのかとなってしまふ。それはなぜかという、行政はすべてそれぞれの連合体にまず情報を渡し、連合体から地域の組織におろしてくださいということでそれぞれの連合体とパートナーシップを取っていたので、まちづくり協議会にすべて情報がいってしまふとなった際、連合体の役割は何ですかとなってしまふ。それぞれの連合体をどういう位置付けにするかは市役所内で調整し始めてほしい。連合体とパートナーシップを結ぶことで地域のそれぞれの組織と自動的に関係が結べるという構成を取っていたが、そのことが結局地域の中でも縦割りになるということが起こってきたので、それをまちづくり協議会で横つなぎしていきましょうという話。

ク まちづくり協議会を窓口にした場合、自治会に対するお金もまちづくり協議会を通じて自治会に配分するということになるのか。

ケ (会長) 調査専門委員ではそういう提言もしているはず。ゆくゆくは交付金に一本化という形。大阪市はそれに近づけようとしているが、出てきている問題として、まちづくり協議会に渡されたお金が民主的に地域に配分されないことでトラブルを起こしている地域が出てきている。これは配分を決めていない地域の問題。

コ まちづくり協議会が配分をすべて決めるのか。

サ まちづくり協議会が決めるとすると誤解があるが、自治会も構成員であるから、皆で議論した上で決めることになるのではないか。

シ (事務局) 誤解のないように申し上げると、市の中で具体的にそういう話が進んでいるということはない。自治会に対して市から直接交付する形を変えろという方向性は出ていない。ただ、会長が言う話の流れが考え方としてあるということ意識している。

ス 今の流れは、市としてすぐ変えようという状況にはなっていない。ただ、方向性は専門委員からも言われているし、他市の状況もあるということ。その地域の福祉等に関する補助金をまちづくり協議会に一括して配分しているところも

- ある。また、他市は自治会の連合体は一つである。宝塚市は2つある。目指すところが違う連合組織と付き合いしていくというのは他市よりも難しい。
- セ 会長が言われている方向性を明確に打ち出すのも一つだが、今までのことを考えると市と一緒にやってきたのは自治会連合会である。整合性を取るのには難しい。曖昧な形で続けるのはよくないと思うが、これは簡単な話ではない。
- ソ 今までのことをすべて自治会連合会がやってきたというわけではないと思う。役割分担はしていたと思う。専門家の先生たちの意見に基づいてやっていくというのが市の方針。この方針については、地域に説明した上で最後にまとめた方針としてこうなっている。
- タ (会長) 今まで20年以上まちづくり協議会が地域の中で位置付いてこなかったのは、まちづくり協議会と自治会の連合体との関係性の問題。自治会と自治会の連合体は違う意味であるということを慎重に報告書の中でも書いた。単位自治会はまちづくり協議会の中でしっかりと動いているところも多いのでそれはそうしていきましょうと、ただ、自治会の連合体をいわゆる窓口とすることによってパイプが2つ出てくるので、ここはいったんリセットしない限りまちづくり協議会の位置付けははっきりしないのではないかと思う。また、自治会連合会の役員の方に対しヒアリングした際は、連合会が窓口と言っていた。自治会ネットワーク会議の役員の方にヒアリングした際は、自治会はまちづくり協議会の中で活動しているのでそっちのほうがいいです、連合体はあくまでもゆるやかな連合体として情報交換等をしていると言っていた。この点については自主的な問題なので、市としての窓口はまちづくり協議会という形にさせていただいた方がすっきりするのではないかという思いで報告書を記載した。
- チ 皆がそういう考え方なのかどうか。
- ツ (会長) 今の話は、調査委員の報告書としての話。
- テ (事務局) その報告書を受けた上で、市の方では平成29年1月に「地域自治の推進に向けての今後の取組」を決定している。調査委員の意見を尊重して書いている部分もある一方、すぐには難しい部分については引き続き検討するとしている。
- ト (事務局) 専門委員の提案の内容も市が決定した取組についても自治会の連合体に説明はしている。
- ナ 自治会連合会とネットワーク会議が一つになったら今の調査報告書の話は無効になるのではないか。
- ニ (会長) だとしてもリセットにはならない。そのような文言は書いていない。
- ヌ 自治会連合会の中身が報告書を受けて変わってきた場合、自治会連合会の位置付けが地域自治の中で大きなものとなっていく。そういった場合、まちづくり協議会から自治会にお金が流れるという話などはどうなるのか。
- ネ (会長) それでも専門委員の意見は変わらない。
- ノ かつては自治会連合会から各自治会にお金がいっていた。まちづくり協議会の

立ち上げやまちづくり計画のガイドラインも自治会連合会も一緒に作った。役割分担をしてうまくいっていた。自治会連合会が主役だと言ったときからもめだした。

- ハ (会長) なぜまちづくり協議会が求められているのかということの理解ができているのかどうか。1000強の市町村のうち、小学校区単位の協議会の仕組みを動かしているのは600を超してきた。一つは、これから人口が減り、高齢化が進んでいった中で、本当に自治会のみで色々な活動を担っていけるのかというのが問題点。限られた人数で分散して組織を構成して活動するよりも、一つになってやった方がより力が発揮されるのではないかということでもまちづくり協議会が求められている。また、同じようなメンバーが構成員になって違う名目で組織を構成して動いているという話もかなりある。団体が個々に活動するのは限界ではないかということでも横につないでいきましょうというのがまちづくり協議会のあり方ではないかと思う。自治会が現状単独でも動いているということが、自治会があるのになぜまち協かという意見になってしまっているのではないか。さらに、加入率も減っていることで益々体力も落ちていく。加入するしないにかかわらず、地域の住民が横に手をつないでいった方がいい時代になるのではということが理解されるとまちづくり協議会の役割が見えてくるのではないか。
- ヒ (他の想定質問について) 第9条2項で活動支援及び財政支援の対象に自治会も入っているということで、今も自治会に対して補助金が出ていることの根拠となるし、その他の財政支援もできる可能性があるという理解でよいか。
- フ (会長) 先ほどの事務局の説明にもあったように、自治会の補助金制度は残っていくということなので、それは残させていただきますという答えになる。それに+αするところまではいかないということだと思う。これから整理して行ってほしいのは、団体へ補助しているのか、活動に補助しているのかという点。今は曖昧になっている。本来は活動補助だと思う。こういう組織があるからお金を差上げますではなくて、こういう活動があるからお金を差上げますということだと思う。
- ヘ 補助金要領の中で押さえることもできる。まちづくりに資する団体かどうかは市が判断してもよいと思う。
- ホ (会長) まちづくり活動を担っていただく場合は、従来の自治会への活動支援として補助金を出させていただきますという答えとなる。
- マ (会長) まちづくり協議会が地域の意思決定機関であることを位置付けなくてよいのかという質問の意図は何か。何の意思決定なのかによって答えが変わってくる。
- ミ 案件によると思う。一概にまちづくり協議会が地域の意思決定機関であるとは言えない。まちづくり協議会の会議体の中に持ち込まれないものは分からない。
- ム 地域のことは全部まちづくり協議会が意思決定する機関だから、まちづくり協

議会を通さないと地域のことは決まらないという質問趣旨かと思う。それはやりすぎではないかと思う。

- メ 議決する機関というのはそれぞれの会則の中ではある。
- モ (会長) 条例素案第6条でまちづくり協議会の運営に関しては意思決定を透明で民主的にやるということは暗にうたっている。しかし、それぞれの諸課題の最終決定をすべてまちづくり協議会でやってくれというところまでは位置付けていないし、それは非常に難しい問題。小学校の統廃合をするという話がある際も、意見交換はまちづくり協議会を中心にやってもらった上で、教育委員会が最終的に決定する。それぞれの意思決定の内容によって誰が最終的に決めるのかという点やどういう範囲で話し合うのかは変わってくるので、そういう意味ではすべてのことについてまちづくり協議会が地域の意思決定機関ではないという二段構えで答えてもらうのがよい。
- ヤ まちづくり協議会として活動の計画は決まっている。単位自治会がやることはまちづくり協議会には話をせず、市に直接話をする。
- ユ (会長) だからこそまちづくり計画を作ってもらっている。10年後を見据えて必要なことを記載している。
- ヨ 「構成」の書き用は、住んでいればまちづくり協議会の構成員ですよという記載の方がよいのではないか。
- ラ (事務局) 分かりやすい文言にする必要はあるかもしれないが、構成員と記載した場合、勝手に構成員にするのかと言う人もいるため、そういう意味合いでこういう文章としている。
- リ (会長) 大学には学生自治会、高校・中学校・小学校には生徒会や児童会があるが、これらは在籍すれば全員入っている。これに近い。ただし、全員が何かやっているわけではなく、役員中心に動いている。
- ル 促進委員会の役割には協働の指針P6の①～⑥の項目もうまくいれないといけないのではないか。
- レ 想定問答集は配布するのか。
- ロ (事務局) 説明者用の手持ち資料である。

4 その他

- (1) 6/12 (水) のまちづくり協議会代表者交流会での条例素案の説明は、中山委員が行うこととなった。
- (2) 次回の作業班の日程について、6/13 (木) を中止とし、6/12 (水) のまちづくり協議会代表者交流会前に開催することとなった。なお、詳細な日時については改めて調整の上、決定することとした。

5 閉会

以上